

## 鎌倉市緑の基本計画（たたき台）

令和3年（2021年）3月

鎌 倉 市



## はじめに

本市の緑は、古都の歴史的風土の形成や、市民生活の質を高めるなど、重要な役割を担っています。また、海外からの観光客が多数訪れる観光都市としても、自然環境や景観資源として緑が広域的にも重要な役割を担っています。

本市は、平成8年(1996年)に全国に先駆けて「鎌倉市緑の基本計画」を策定し、平成13年、18年、23年と一部または全面改定を行う中で、「山と海の自然と人・歴史が共生する鎌倉」とした基本理念や緑の将来都市像などの計画の基本的方針を継承し、開発圧力から緑地を守るため、古都保存法等による土地利用の規制などを推し進め、広町、山崎・台峯、常盤山などの保全・活用など、緑の量の確保については、着実な成果を上げてきました。

私たちが本計画で一貫して求めてきた緑と人との共生という考え方は、現在では、SDGsの取組みや、緑の機能を活かして社会課題を解決するという「グリーンインフラ」の概念などにおいて、世界的にも広がりを見せています。

日本では、古くから緑や水といった自然の資源を余すことなく活用・循環させる仕組みがあり、人と自然環境がより密接に関わっていました。しかし、生活の利便性が高くなるにつれ、その関わりが徐々に失われ、放置される山林などが増えていきました。

その結果、近年では台風・豪雨による倒木や崖崩れ、震災や津波災害のリスクなどが市民の生活を脅かすことになりました。

また、取り巻く社会状況は大きく変化し、地球温暖化、気候非常事態宣言に関わる取組みや、自然とのふれあいや人々の交流機会の創出など人生100年時代におけるクオリティオブライフの向上への取組みにおいて、緑の役割の重要度がさらに増しています。

これらの社会課題に対し、これからは、確保してきた緑の安全・安心の確保や環境機能の向上といった、緑の多様な機能を強化していくことが重要であり、それは適正な維持管理等、これまで以上に人々が緑に関わり、緑をつくり、育てることによって実現できます。

また、古来より続く鎌倉の歴史の中で今を生きる市民にとっては、歴史的遺産を取り巻く緑とも引き続き生活や祭事において共生し、次世代にこれを引き継ぐことも大切な命題です。

今回の計画見直しでは、これまで本計画で取り組んできた、「グリーン・マネジメント」の考え方を強化し、施策展開の実効性をさらに高めることに加え、SDGsの目標達成といった共生の概念や、「グリーンインフラ」の概念の位置づけなどを新たな視点を持ってまとめました。

令和2年には、新型コロナウイルス感染症が拡大し、緊急事態宣言が発出され、人々は社会活動の大きな制限を余儀なくされました。社会に閉塞感が漂う中、緑が創り出す美しい景観や公園は、人々に癒しを提供し、私たちは緑と共生できる住環境の大切さを改めて認識しました。

今後も、将来都市像の実現に向けて、市民をはじめとした多様な主体との連携のもと、住み続けたいまちの創造に努めていきます。

## 目 次

### はじめに

#### 序章 緑の基本計画の概要

1. 計画の位置づけ	2
2. 計画策定の経過	4
3. 緑を取り巻く社会状況の変化	6
4. 改定の趣旨	10
5. 計画期間・計画フレーム	10

### 第I編 鎌倉市がめざす緑

#### 第1章 都市特性と緑の現況

1-1 都市特性	15
1-2 鎌倉市の動向	19
1-3 緑の基本情報	21
1-4 緑の有する機能	31
1-5 機能別に見た緑の現状	
1) 歴史文化を守る緑	33
2) 安全安心をもたらす緑	36
3) 環境負荷を和らげる緑	43
4) 生き物を育む緑	46
5) 交流とふれあいを広げる緑	50
6) 美しい景観をつくる緑	56
7) 暮らしを支え豊かにする緑	60
1-6 緑の保全評価	63
1-7 緑を取り巻く課題	65

#### 第2章 めざす緑の方向性

2-1 基本理念	69
2-2 めざす緑の方向性	70
2-3 緑の将来都市像	74

#### 第3章 緑の将来都市像の実現のための方針

3-1 緑の将来都市像実現に向けた方針	
1) 歴史文化を守る緑	77
2) 安全安心をもたらす緑	79
3) 環境負荷を和らげる緑	82
4) 生き物を育む緑	84
5) 交流とふれあいを広げる緑	87
6) 美しい景観をつくる緑	89
7) 暮らしを支え豊かにする緑	91
3-2 保全・整備・緑化・連携の施策	93

## 第Ⅱ編 緑の将来像実現のための制度・事業等

### 第4章 計画の実現に向けた考え方、施策と制度・事業の体系

4-1	グリーン・マネジメント	105
4-2	リーディング・プロジェクト	108
4-3	計画指標	116
4-4	施策と制度・事業の体系	119
4-5	制度・事業の内容と方針	122

### 第5章 特定地区の保全・整備・緑化の方針

5-1	都市計画等により定める区域	
1)	歴史的風土保存区域・歴史的風土特別保存地区	152
2)	近郊緑地保全区域・近郊緑地特別保全地区	156
3)	特別緑地保全地区	158
4)	風致地区	171
5)	生産緑地地区	174
6)	都市公園等	176
5-2	緑の基本計画で設定する区域	
1)	保全配慮地区	194
2)	緑化重点地区	196

### 第6章 流域別の方針

6-1	流域計画の基本的考え方	202
6-2	流域別の方針	
1)	滑川流域	204
2)	極楽寺川流域	209
3)	神戸川流域	213
4)	柏尾川左岸下流域	217
5)	柏尾川左岸上流域	222
6)	柏尾川右岸流域	227

### ■資料編

1.	緑の現況に関する基礎資料	
2.	緑の基本計画の策定に関する資料	
3.	鎌倉市緑政審議会に関する資料	
4.	用語の説明	

